HAYABUSA ASUKA LAW OFFICES NEWS LETTER Vol.10

隼あすか法律事務所ニュースレター第 10 号　April 2014

CONTENTS

- P.1…日本における太陽光発電事業の動向と法務 DD の重要性
- P.4…経営者保証に関するガイドラインの適用開始
- P.6…社外取締役に関する会社法改正案
- P.8…日本企業による香港証券取引所への上場
- P.11…3つの相続方法

日本における太陽光発電事業の動向と法務 DD の重要性　弁護士　椿原　直

1　概要

日本では 2012 年から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」（以下、単に「固定価格買取制度」といいます。）が導入されています。

固定価格買取制度とは、再生可能エネルギーで発電された電気について、その地域の電力会社が、一定期間、一定価格で買い取ることを義務付ける制度です。ここでいう再生可能エネルギーとは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの5つを指しますが、特にその中でも太陽光発電事業への参入が活発になっています。

固定価格買取制度に基づく買取価格や買取期間は、年度ごとに経済産業大臣により決定されます。太陽光発電の場合、平成 25 年度（2013 年 4 月 1 日～2014 年 3 月 31 日）内に経済産業省における設備認定を得、かつ電力会社に特定契約、接続契約を申し込んだ場合においては、買取価格 36 円/kwh（税抜、出力 10kw の場合）、買取期間は 20 年と定められています 。これは諸

外国と比較しても相当に高い水準にあると評価されているようで、近時においては、日本国内の事業者のみならず、海外の事業者による事業参入や投資が増加しております。

以下では、太陽光発電事業への参入に際して必要となる法的手続について簡単に整理するとともに、現在そこで生じている問題点の概要について紹介し、法務 DD が必要となる理由について、ご説明いたします。

2 固定価格買取制度の適用

（1） 経済産業大臣による設備認定

固定価格買取制度を利用する場合、発電設備と発電方法のいずれもが法定の基準に適合することにつき、経済産業大臣による設備認定を受けることが必要となります。

固定価格買取制度において該当年度の買取価格の適用を受けるためには、該当年度の末日（例えば平成 25 年度（2013 年 4 月 1 日～2014 年 3 月 31 日）の場合は 2014 年 3 月 31 日）までにこの設備認定を受ける必要があります。設備認定の申請に当たっては、申請してから設備認定が下りるまでに通常 1 か月程度の期間が必要になるため、申請時期には注意が必要です。

また、設備認定については、高い買取価格で太陽光発電の設備認定を取得後、パネルなどの資材の価格が下落する時期を待って工事を開始し、運転開始を遅らせる事例が散見されることが指摘されていいます。この関係で、経済産業省が今後設備認定を取り消す可能性があることが報道されています。具体的には、平成 24 年度中に設備認定を受けた設備については、平成 26 年 1 月までの間に、経済産業省による報告徴収手続が行われたところ、この報告徴収手続を踏まえて、①土地の取得、賃貸等により発電設備の設置場所が決定していない、かつ②設備の発注等により設備の仕様が決定していないもの（全体の約 14%）について、聴聞を行うとのことです。そして、聴聞を行ってもなお、①②が未決定と認められた案件については順次認定を取り消す予定であるとのことです 。

（2）電力会社への契約申込み

上記に加え、固定価格買取制度において該当年度の買取価格の適用を受けるためには、該当年度の末日（例えば平成 25 年度の場合は 2014 年 3 月 31 日）までに、電力会社への契約（PPA 契約、系統連系契約）の申込みを完了する必要があります。

電力会社との契約申込みの手続きは、①事前相談→②本検討→③契約申込みのプロセスで推移します。通常、①の事前相談に約 1 か月、②の本検討に約 3 か月の期間が必要になるため、それを踏まえてスケジューリングを行うことが必要になります。

（3）買取価格と法務 DD の重要性

弊所においては、従来法務 DD に際して、設備認定の申請時の書類及び電力会社への契約申込書類を確認するだけではなく、報告徴収の結果等についても必要に応じて確認してきました。上述のとおり、今後設備認定が取り消される可能性が高まることも考慮に入れると、これらの法務 DD の重要性はさらに高まっていくと考えられます。

3 土地利用に関する権利・許認可

（1）土地利用に関する権利

太陽光発電事業の工事着工のためには、敷地となる土地の利用権を確保する必要があります。土地の利用権を確保するためには、土地の所有権を取得する方法と、賃借権（または地上権）を設定する方法の 2 つがあります。

いずれの場合でも、所有権の所在や、抵当権などの制限物権の付着の有無及びその内容について、慎重に確認することが必要となります。

（2）許認可

土地の利用に関しては、日本の法令上様々な規制が課せられています。例えば、一定規模・種類の土地の工事には、管轄する行政機関の許認可を得なければなりません。具体的には、土地が田や畑の場合には、農地の転用許可を得る必要があり、土地上の森林が地域森林計画に基づく民有林に該当すれば、林地開発許可を得る必要があります。

これに加えて、その土地の所在する地域ごとに、都道府県や市町村により、景観条例や大規模開発規制条例などの目的を異にする多様な条例が設けられている場合もあります。これらの規制も事前に調査確認し、適切に許認可を得る必要があります。

許認可によっては、地方公共団体や地域住民との協議を要するものもあり、慎重に対応することが必要です。また、場合によっては申請から許認可までの間に、1 年以上の期間を要するものもあります。事業参入にあたっては、許認可の取得にかかる期間等を総合的に踏まえたスケジューリングが必要です。

（3） 土地利用に関する権利・許認可と法務 DD の重要性

一般に誤解されやすい点として、経済産業省の設備認定がなされている以上、当然土地利用に関する権利は全て確保されており、その他の許認可は不要であると思われがちですが、これらは全く別のものとして理解されなければなりません。

短時間で、場合によっては何十筆に及ぶ土地の権利関係を整理し、かつ何十にも及ぶ法律・条

例上の規制をクリアできているか確認することは非常に困難であり、経験に裏打ちされた法務 DD が重要であることは、この点からも明白といえるでしょう。

4 弊所のサービス

弊所では、再生可能エネルギー事業に関し、法務 DD のほか、多様なサービスを提供しております。一例を挙げると以下のとおりです。

・発電事業に関する規制のアドバイス
・設備認定の申請
・その他各種許認可の申請
・PPA 契約書、土地売買契約書、その他の契約書のドラフト・レビュー
・その他再生可能エネルギー事業に関するアドバイス

弊所では、豊富な経験とノウハウの蓄積の下、これらのサービスを合理的な報酬によって提供することができます。

再生可能エネルギー事業に関しご興味のある方は、是非、弊所の以下の担当者にご相談ください。

弁護士　高松　薫　＜kaoru.takamatsu@halaw.jp＞
弁護士　坂下　良治　＜ryoji.sakashita@halaw.jp＞

経営者保証に関するガイドラインの適用開始　弁護士・税理士　藤野高弘

1. 経営者保証等の適用開始

従来から、中小企業が金融機関から事業資金を借り入れる場合には、経営者による個人保証を求められることが一般化しており、資金調達の円滑化に寄与する一方で、早期の事業再生や思い切った事業展開を阻害するなどの弊害もありました。

そこで、日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」より「経営者保証に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。）が平成25年12月5日に公表され、平成26年2月1日より適用されることとなりました。

本ガイドラインは、主たる債務者が中小企業であり、保証人が主たる債務者である中小企業の経営者であることなど所定の要件を満たす保証契約を対象として、融資時等及び保証債務の整理時の取扱いを定めております。その概要は、2. 以下のとおりです。

なお、本ガイドラインは、法的拘束力を有するものではありませんが、自発的に尊重され遵守されることが期待されており、既に遵守するための態勢を整備し、本ガイドラインに基づき対応することを公表している金融機関等も多く、金融取引上、本ガイドラインに従った運用をなされることが予測されております。

2. 融資時の対応

（1）経営者保証を要しない融資

経営者保証に頼らない融資の促進のために、経営者保証を要しない融資の基準として、主債務者、保証人及び金融機関等が次の対応に努めるよう定めております。

主債務者及び保証人は、経営者保証なしに融資を受けることを希望する場合には、①法人と経営者との関係の明確な区分（業務、経理、資産所有等に関して経営者個人と明確に区別し、資金のやり取りも社会通念上適切な範囲とする体制を整備）、②財務基盤の強化（会社の財務状況及び経営改善を通じた返済能力の向上等により信用力を向上）、③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保を行っていることが求められております。

これに対して、金融機関等としては、ABL、金利の一定の上乗せなどの代替的な融資手法を充実させ、会社の経営状況が上記のとおり確保され、将来に亘って充足すると見込まれるときは、保証を求めない融資や、代替的な融資手法の活用の可能性を検討することとなります。

（2）経営者保証の契約時の金融機関の対応

金融機関等が上記（1）のとおり検討を行った結果、止むを得ず、経営者と保証契約を締結する場合には、経営者保証の必要性、必要性が解消された場合の保証契約の見直しの可能性を説明することとされております。

また、その保証の範囲は、形式的に融資金額と同額とするのではなく、保証人の資産及び収入の状況などを総合的に勘案して設定することが求められております。

そして、保証契約の内容として、保証債務の整理にあたって、その保証の範囲を一定の基準日における保証人の資産の範囲に限定し、その後に発生する収入を含まないことなど適切な対応を誠実に実施する旨を規定することが求められております。

3. 事業承継時等の保証契約の見直し

保証契約締結後も、保証契約の見直しの申し入れがあったときは、上記2. のような基準に従い、保証契約の見直しを検討することが求められておりますが、特に、事業承継時には、主債務者及

び保証人は、経営者交代の事業への影響の説明など債権者の情報開示要請に適切に対応し、債権者は、後継者に当然に保証債務を引き受けさせず、必要性をあらためて検討し、前経営者との保証契約の解除についても適切に判断することとされ、円滑な事業承継を促進するための定めも設けられております。

4. 保証債務の整理

これまで、主債務の整理を行う場合、あわせて保証債務の整理も行わなければならないことが早期の再生、清算の妨げとなってきたことから、本ガイドラインの適用対象となる保証契約について、法的債務整理手続、中小企業再生支援協議会、事業再生ADR、私的整理ガイドライン、特定調停等の準則型私的整理手続による場合の保証債務整理に関して、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、債権者にとっても経済合理性が認められる場合には、保証人の履行能力、経営責任や信頼性、破産手続における自由財産の考え方との整合性を勘案して、保証人が一定の財産を残せるようにし、一定の要件が充足されれば、保証債務の履行後に、残存する保証債務の免除に誠実に対応することとされております。

なお、保証人の有する資産の範囲については、保証人が自ら表明保証を行い、弁護士、公認会計士、税理士等の外部支援専門家が確認をすることとなっております。

また、残存させることができる財産は、一定期間（90日～330日）の生計費（一月33万円）に相当する現預金及び華美でない自宅を含めることを検討することとなります。
また、経営者が引き続き経営に携わることに経済合理性が認められる場合にこれを許容することや、債務整理を行った保証人の情報が信用情報登録期間に報告、登録されないことといった保証債務の整理を進めやすくする定めが設けられております。

社外取締役に関する会社法改正案　　弁護士　滝口　博一

1. はじめに

株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化、株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、「会社法の一部を改正する法律案」（以下、「会社法改正案」といいます。）が平成 25 年 11 月 29 日に国会に提出されました。

会社法改正案は、平成 24 年 9 月 7 日「会社法制の見直しに関する要綱」（以下、「要綱」といいます。）に基づくものですが、変更された点もありますので、ここでは、社外取締役に関する改正案の状況を整理するとともに、今後の動向についても見て行きたいと思います。
なお、改正事項等は多岐に渡りますので、詳細は法務省ホームページ等をご参照ください。

2. 社外取締役に関する会社法改正案

（1）社外取締役の選任義務の見送り

社外取締役の選任義務については、当初から最も大きな注目を集めましたが、これについては、要綱の段階から見送られ、会社法改正案でも盛り込まれませんでした。もっとも、社外取締役に関して、以下のとおり、各規制等が盛り込まれていますので、十分に注視していくことが求められています。

（2）社外取締役を置いていない場合の理由の開示

会社法改正案では、監査役会設置会社（公開会社かつ大会社に限る）で発行株式について有価証券報告書を提出しなければならない会社（以下、「適用対象会社」といいます。）は、事業年度末日において社外取締役を置いていない場合、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならないものとされました（会社法改正案327条の2）。

これは、要綱では上記理由を事業報告に記載することを会社法施行規則で定めることが予定されていたものを、株主総会での説明義務とすることを会社法自体で定めることとしたもので、会社法改正案で厳格化されたといえます。

会社法改正案の施行日は、国会での審議状況等により流動的ですが、平成27年4月1日が有力日といわれています。この場合、例えば3月末決算の適用対象会社では、来年（平成27年）6月開催の定時株主総会において、上記理由を説明する義務がありますので、注意が必要です。

（3）2年後の見直しなど

上記（1）社外取締役の選任義務は見送られましたが、会社法改正案では、その施行後2年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付けなど所要の措置を講ずるとして（会社法改正案附則25条）、義務付けへ向けた方針を明確にしています。

なお、東京証券取引所は、会社法改正案の閣議決定にあわせて、平成 25 年 11 月 29 日「独立性の高い社外取締役の確保に関する上場制度の見直しについて」を公表し、上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならないものとしています（独立性の高い社外取締役の確保に関する努力義務）。

（4）社外性の要件

会社法改正案では、（ｉ）親会社等の取締役、執行役、従業員等でないこと、（ii）兄弟会社の業務執行取締役等でないこと、（iii）当該株式会社の取締役等の近親者でないこと、などが社外取締役の要件に追加されています（会社法改正案2条15号）。

この要件に関する規定については、経過措置として、施行時の社外取締役は、改正法の施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは社外性要件を喪失しないとされていますが、その後の定時株主総会において適任者がいないといった事態にならないよう、検討をしておく必要があります。

3. 今後の動向

会社法改正案は、まだ流動的な側面はありますが、社外取締役の義務化の流れにあるとはいえ、義務化となった場合に適任者が不足するなどといった事態を避けるため、改正の動向を注視し、必要な検討を進めておくことが求められます。

また、会社法改正案では、上記の社外取締役に関する改正案の他にも、多重代表訴訟（親会社株主による子会社役員に対する代表訴訟）の創設等も検討されており、親子会社に関する規律等が図られようとしています。

このような法改正での厳格化の流れを受け、会社法改正案では直接の改正事項とはなっていない法規制についても、裁判例で厳格な判断がなされていく可能性があると考えられます。
例えば、上場会社等ではなく上記社外取締役の会社法改正案の適用対象会社でない会社において、取締役が親子会社等で兼任となっている場合、兼任取締役に実質的な利益相反取引等の状況が生じていないかなど、再確認されてはいかがでしょうか。

日本企業による香港証券取引所への上場　　弁護士　伊藤　稔彦

1. 香港証券取引所に上場した日本企業

2014年3月5日、衣料専門店「ユニクロ」を運営するファーストリテイリングが、同日、香港証券取引所に株式上場したとの報道がなされました。報道によると、ファーストリテイリングの海外での上場は初めてであり、「アジア全土で愛されるブランドになって欲しい」と、経済成長が続く中国や東南アジアでの知名度アップの期待を込めて、上場の運びとなったとのことです。

日本企業による香港証券取引所上場は、2011年4月のSBIホールディングス（金融持株会社）、2012年8月のダイナムジャパンホールディングス（パチンコホール運営）、2013年12月のイーコンテクスト・アジア（オンライン決済・電子商取引サービス会社）に続いて4社目となります（2014年3月25日現在）（なお、SBI ホールディングスは、2014年3月に上場廃止を決議）。

2. 香港市場の選択

日本企業が、香港市場に上場する目的としては、もちろん香港が世界有数の資本市場であり、現地および海外の投資化の活発な投資による潤沢な資金が利用可能となることがあげられます。また、今回のファーストリテイリングのように、中国や東南アジアでの知名度アップという目的も考えられます。この点、アジアにある英語圏という意味ではシンガポールも同様ですが、香港は、中国という巨大市場を背後に控え、中国と人的にも密接につながっているため、香港にて知名度がアップすることは、それは中国において知名度がアップすることにもつながります。また、距離的に日本に近く、古くから日本企業が進出しており、他の国に比べると文化的にもより親和性があるといえます。SBI ホールディングスの上場も、このような例といえます。これらの点は、中国との関係を重視する企業にとっては、近年の日中関係の悪化を考慮してもなお、メリットと考えることができるでしょう。

他方、ダイナムジャパンホールディングスの場合は、報道によると、同社ならではの事情があったようです。同社は、パチンコホール運営を主な事業とする会社ですが、日本国内では、景品換金の適法性がグレーゾーンとされ、パチンコホール運営会社の上場はこれまで承認されておりません。また、シンガポール市場、韓国市場も同社の上場に否定的だったようです。そこで、香港市場に上場となりました。

3. 香港証券取引所上場の形式

日本企業が香港証券取引所に上場するにあたっては、2つの上場形式があります。

1つは、プライマリー上場と呼ばれる、香港証券取引所を主な証券取引所として上場する場合です。日本の未上場企業が、日本の証券取引所で上場することなく香港証券取引所に上場する場合には、このプライマリー上場となります。上記ダイナムホールディングスの上場は、これにあたります。

もう1つは、セカンダリー上場と呼ばれる、既に他の証券取引所に上場する企業が、香港証券取引所に上場をする場合です。日本の SBI ホールディングスの上場、そして、今回のファーストリテイリングの上場がこれにあたります。

ところで、日本においては、会社組織の基本的な事項については、会社法、金商法、そして証券取引所の上場規則に各種規制が存在しています。香港証券取引所の上場規則も、会社組織に関する多様な規制を設けています。そこで、香港証券取引所に上場する日本企業は、日本の会社法、金商法、証券取引所の上場規則等を遵守しつつ、さらに、香港証券取引所の上場規則等に適合していくことが要求されることになります。

この点、プライマリー上場のダイナムのケースにおいては、ほぼ全ての香港証券取引所の上場規則等の規制を遵守する義務を負うこととされました。これに対して、セカンダリー上場の場合には、他の証券取引所に上場していることが考慮され、香港証券取引所の上場規則の一部免除が認められます。SBI ホールディングスのケースでは、東京証券取引所及び大阪証券取引所において既に上場していたため、上場規則等の適用に関し、多くの免除が認められました。

また、香港証券取引所上場にあたって、プライマリー上場の場合には、いかなる証券で上場するかも検討の必要があります。すなわち、発行する株式で上場する方法と、預託銀行が発行する香港預託証券（HDR: Hong Kong Depositary Receipt）で上場する方法の二通りの方法があります。この預託証券とは、香港外の企業が発行した株式を表章するものとして、香港の銀行が株式の発行者から預託を受けて発行する証券をいいます。

プライマリー上場の場合は、このいずれの証券で上場するか選択が可能です。ダイナムのケースでは、より簡明な、発行する株式そのものが上場されました。

他方、日本の証券取引所に上場している日本企業については、上場株式が電子化され、株券不発行会社となっているところ、香港で上場する企業は、株主から要求があれば権利を表章する証券を発行する必要があるため、HDR形式で上場することになります。SBIホールディングス、ファーストリテイリングの上場はこのHDR形式となりました。

4. 終わりに

香港証券取引所に上場するにあたっては、日本の規制と香港の規制との間に、重複ないし矛盾する点も数多く存在し、香港証券取引所の上場規則に対応していくことが課題となります。もっとも、この点については、前例ができたことにより、非常に見通しがつきやすくなってきました。国外、特に中国を中心とするアジアに活路を見出そうとする企業にとって、香港市場上場は、十分検討に値する選択肢になってきているといえるでしょう。

※弊所では、上記香港市場上場の問題を含む、香港／東南アジア関係の法務のご相談も承っております。お気軽に弊所弁護士

高松　薫　kaoru.takamatsu@halaw.jp

伊藤　稔彦 toshihiko.ito@halaw.jp
藤田　剛敬 takehiro.fujita@halaw.jp
まで、お問い合わせください。

3つの相続方法　　弁護士　金子　典正

1　はじめに

前回のメルマガでは、プラスの財産（不動産や預金等）が存在することを前提に「遺言」についてご説明いたしました。

しかし、相続財産にはプラスの財産だけではなくマイナスの財産（借金等）も含まれることになりますので、相続にあたっては、何よりプラスの財産とマイナスの財産からなる相続財産の全体把握、それに応じた相続方法の選択が重要となります。

2　財産目録の作成

故人（被相続人）が遺言を作成されていたり、財産の内訳について残されたご家族に情報提供していたりすれば、それらを元に財産目録を作成し、プラスの財産とマイナスの財産からなる相続財産の全体把握を行うことになります。具体的には、故人名義の不動産・預金・有価証券・債権・自動車・宝飾品等の経済的価値と所在を明らかにする必要があります。

もっとも、故人が上記についてきちんと整理していない場合、経験のない一般の方にとって、残された登記情報・通知書・契約書・証書等を手掛かりに相続財産の全体を把握することは、時間と根気と労力を要し、かなり困難な作業となることが予想されます。

特に、如何にマイナスの財産を把握するかが重要となりますが、故人自身が借金をしている場合だけではなく、故人が会社や第三者の債務の連帯保証人となっているような場合には、マイナスの財産が表面化しないことが多く、経験に裏付けられた詳細な調査が必要となります。

以上を考慮すると、特にマイナスの財産の存在が疑われる場合には、積極的に専門家の助言を受ける必要性が高いといえます。

3　相続方法の選択

相続方法には、単純承認・限定承認・相続放棄の大きく3つ選択肢があり、プラスの財産とマイナスの財産のバランスによって、いずれの選択肢を採用するかが異なってきます。以下、相続方法の概要について簡単にご説明いたします。

（1）単純承認

一般的に「相続」といわれるのはこの方法を指します。

相続人は、相続開始の時点から、一身専属権を除き、故人が有していた一切の権利義務（相続財産）を承継することになります（民法 896 条）。

そして、単純承認した場合、上記の相続財産と相続人自身の財産とは完全に結合し、仮に、故人の債務が存在すれば、受け取った相続財産の範囲に留まらず、相続人自身の財産を以て、その債務の弁済を行わなければならないことになります（民法 920 条）。民法では、単純承認を相続方法の原則パターンと考えており、後述する他の相続方法と異なり、特別な行為、手続きを一切必要としません。

これは、自分が相続人となったことを知ったときから 3 か月以内に、限定承認か相続放棄をしないと、単純承認をしたとみなされることになるからです（民法 921 条 2 号）。基本的には、何もしないで 3 か月経過すると単純承認したことになると考えて頂ければ結構です。

さらに、単純承認で注意が必要なのは、相続人が相続財産の一部または全部を処分したときや、あるいは、限定承認や相続放棄をした場合であっても、その後に相続財産の全部または一部を隠匿し、ひそかにこれを消費し、または悪意で財産目録に記載をしなかったときには、原則として、単純承認をしたとみなされることになる点です（民法 921 条 1 号本文、3 号本文）。

後者については、相続人の背信行為に対する制裁の意味を持つ条文ですが、前者については、相続人の行為に対する認識が問題となるわけではないことが重要です。

例えば、相続人が、限定承認・相続放棄といった手続をよく知らないまま故人の預金を解約したり、故人から借金をしていた第三者から返済を受けたりした場合であっても、相続人の認識にかかわらず単純承認をしたことになってしまいます。そのため、後になって、故人に多額の借金が見つかった場合にも、原則として、相続人は、限定承認・相続放棄といった手続を選択することで、借金から逃れることはできません。

（2）限定承認

相続財産のうち、受け取ったプラスの財産の範囲でのみ、マイナスの財産に関する責任を負うというものです（民法 922 条）。限定承認は、プラスの財産とマイナスの財産のバランスがわかならいときや、相続財産の中にどうしても相続したい財産があるときなどに有効な手段となります。

限定承認しようとする場合、相続人は、自分が相続人となったことを知ったときから 3 か月以内に、相続財産の目録を作成し、これを家庭裁判所に提出の上、限定承認する旨を申述しなければ

なりません（民法 924 条）。ただし、自分が相続人となったことを知ったときから 3 か月以内の請求により家庭裁判所において期間を伸長することができます（民法 915 条 1 項ただし書き）。なお、期間の伸長の請求は、単純承認・限定承認・相続放棄のいずれの場合にも可能です。また、相続人が複数存在する場合には、相続人全員で行わなければなりません（民法 923 条）。さらに、上記の場合、家庭裁判所は、相続人の中から相続財産管理人を選任し、この相続財産管理人が、相続人全員のために、これに代わって、相続財産の管理や債務の弁済に必要な一切の行為をすることになります（民法 936 条 1 項、2 項）。

上記のとおり、相続人間の意見調整や複雑な法的手続きをとる必要があることから、限定承認の申立ての準備段階から専門家の助言を受けることを推奨いたします。

（3）相続放棄

相続放棄とは、プラスの財産とマイナスの財産からなる相続財産を一切承継しないことをいい、相続放棄した者は、その相続に関して、初めから相続人とならなかったとみなされます（民法 939 条）。相続放棄は、マイナスの財産がプラスの財産を明らかに上回るときや、特定の相続人のみに相続財産を承継させたいとき、故人が遠い親戚であり関わり合いを持ちたくないときなどに有効な手段となります。

相続放棄をしようとする場合、相続人は、自分が相続人となったことを知ったときから 3 か月以内に、家庭裁判所に対して、その旨を申述しなければなりません（民法 938 条）。前述した限定承認と比較すれば、家庭裁判所への手続自体は容易であり、必ずしも専門家の助言が不可欠というものではありません。

もっとも、一度申述した相続放棄は、自分が相続人となったことを知ったときから 3 か月の期間制限内であっても、撤回することはできません（民法 919 条 1 項）。したがって、財産の多寡にかかわらず放棄する明確な意思を有するケースを除き、プラスの財産とマイナスの財産からなる相続財産の全体把握の重要性は変わらないことになります。

4 まとめ

以上のとおり、相続財産の調査や相続方法の選択には、予想外の困難と法的な落とし穴が待ち構えています。当事務所には、遺産相続について豊富な実務経験を有する弁護士が多数在籍しており、そのような実務経験に裏付けられた予防法務の観点から、依頼者の方が、相続財産に関するトラブルに巻き込まれないよう、適切なアドバイスをご提供することが可能です。

まずは、担当弁護士中西・金子までお気軽にお声掛け下さい。

編集後記

新年度が始まり、新しい環境で4月１日を迎えられた方も多いのではないでしょうか。

この時期になると、新入社員の方たちを電車で多くみかけます。本後記筆者が社会人としての一歩を踏み出したのははるか昔の話になりますが、初々しいスーツ姿をみると、当時の緊張感や同期全員で教育係の先輩に怒られたことなどを思い出します。

４月は、新しい出会いも多いですが、昔の仲間に会いたくなる季節のような気がします。

（ニュースレター編集チーム）

配信を希望されない皆様へ

今後ニュースレターの発行を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、件名・本文を空欄にしたまま newsletter@halaw.jp 宛へメールを送信していただけますようお願い申し上げます。

当事務所の連絡先

〒100-6004 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号霞が関ビル 4 階
電話：03-3595-7070 ／ FAX：03-3595-7105
E-mail：info@halaw.jp ／ URL：http://www.halaw.jp/

本ニュースレターは、作成時点において調査した範囲内での調査結果を基礎とした当事務所の一見解にすぎず、将来の学説、裁判例、省庁の見解の動向等により見解も変更しうるものです。また、本稿は隼あすか法律事務所に著作権が帰属しており、無断転載・使用等を禁じます。